

通告番号

免税車両等の再輸出義務不履行通告書
(関税及び消費税賦課決定通知書)

令和 年 月 日

殿

税 関 長 ⑩

下記の免税車両（免税車両修理用部分品）は、その一時輸入書類の有効期間内に本邦から輸出されておらず、免責がされていないので通告します。

また、当該免税車両（免税車両修理用部分品）の関税及び消費税・地方消費税を下記のとおり賦課決定します。

記

一時輸入書類の番号		輸出の予定時期及び予定場所		
一時輸入書類の有効期間		まで		
一時輸入書類の発給団体				
一時輸入書類の名義人				
車両（修理用部分品）の品名	数 量	登 録 国	登 録 番 号	備 考
課 税 標 準 額	納 付 す べ き 税 額		納付する税額は、令和 年 月 日までに、 同封の納税告知書により 日本銀行（本店、支店、 代理店又は歳入代理店） に納付して下さい。	
関 税 円	関 税	円		
消費税 円	消費税	円		
地方消費税 円	地方消費税	円		